

濃度計量証明書

水-K21-0382

令和3年9月15日

沖縄県環境整備センター株式会社 御中

ご依頼のありました試料の計量結果を下記の通り証明致します。

試料名: 地下水

採取日時: 令和3年8月12日

採取場所: 地下水集水ピット

採取者: (株)沖縄環境保全研究所職員



計量証明事業(濃度)沖縄県知事登録17号

株式会社 沖縄環境保全研究所

〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎7-11

TEL(098)934-7020(代) FAX(098)934-7021

環境計量士

砂辺 理



記

計量の対象	計量の結果	計量の方法	備考
アルキル水銀化合物 (mg/L)	不検出 (0.0005未満)	昭和46年 環告59号 付表3	
水銀及びアルキル水銀及びその他の化合物 (mg/L)	0.0005未満	昭和46年 環告59号 付表2	
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.0001未満	JIS K 0102 55.3	
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	JIS K 0102 54.3	
六価クロム化合物 (mg/L)	0.005未満	JIS K 0102 65.2.4	
砒素及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	JIS K 0102 61.4	
シアン化合物 (mg/L)	0.1未満	JIS K 0102 38.1.2及び38.3	
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.0005未満	昭和46年 環告59号 付表3	
トリクロロエチレン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	
ジクロロメタン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	
四塩化炭素 (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	

試験方法は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年総理府・厚生省令第1)に基づき実施した。

濃度計量証明書

水-K21-0383

令和3年9月15日

沖縄県環境整備センター株式会社 御中

ご依頼のありました試料の計量結果を下記の通り証明致します。

試料名: 地下水

採取日時: 令和3年8月12日

採取場所: 地下水集水ピット

採取者: (株)沖縄環境保全研究所職員



計量証明事業(濃度)沖縄県知事登録17号

株式会社 沖縄環境保全研究所

〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎7-11

TEL(098)934-7020(代) FAX(098)934-7021

環境計量士 砂辺 理



記

計量の対象	計量の結果	計量の方法	備考
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.0004未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0004未満	JIS K 0125 5.1	
チウラム (mg/L)	0.0002未満	昭和46年 環告59号 付表4	
シマジン (mg/L)	0.0003未満	昭和46年 環告59号 付表5の第1	
チオベンカルブ (mg/L)	0.0003未満	昭和46年 環告59号 付表5の第1	
ベンゼン (mg/L)	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	JIS K 0102 67.4	
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.0002未満	昭和46年 環告59号 付表7	
クロロエチレン (mg/L)	0.0002未満	平成9年環境庁告示第10号 付表 第1	
	以下余白		

試験方法は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年総理府・厚生省令第1)に基づき実施した。

令和3年9月15日

沖縄県環境整備センター 株式会社 御中

計量証明事業沖縄県知事登録第17号
株式会社 沖縄環境保全研究所
沖縄県うるま市字州崎7番地11
TEL 098-934-7020 FAX 098-934-7021

試験結果報告書

令和3年8月12日に依頼を受けました試験の結果を、下記のとおり報告いたします。

試料名 地下水
試料採取日時 令和3年8月12日
試料採取場所 地下水集水ピット
試料採取者 (株) 沖縄環境保全研究所職員

項目	試験結果	試験の方法
ダイオキシン類毒性等量 (pg-TEQ/L)	0	JIS K 0312(2008) 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」
<p>・毒性等量は、計量法による計量証明対象外の項目である。 ・ダイオキシン類の分析は一般財団法人 広島県環境保健協会 環境生活センターへ依頼して行った。</p>		